

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

新庄市福祉事務所長

審査請求人が平成21年9月1日付けで提起した生活保護法(昭和25年法律第144号)における生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成21年7月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人_____ (以下「請求人」という。)は、平成21年7月16日付けで新庄市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)が行った生活保護法 (以下「法」という。)に基づく生活保護申請却下決定処分 (以下「本件処分」という。)について不服を申立てているものである。

2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由として、処分庁は、請求人が相続権のある資産を無条件で相続放棄したことについて、利用し得る資産等の活用を保護適用の要件として規定した法第4条第1項に反するものとして本件処分を行っているが、相続放棄は生活保護受給のために意図的に行ったものではなく、過去の経緯等を踏まえ関係者の総意のもとで行われたものであり、相続放棄したことをもって申請却下とした本件処分は不当であると主張しているものと解される。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は平成21年6月19日付けで処分庁に対し生活保護申請を行い、処分庁は同日付で受理したこと。
- (2) 処分庁は請求人の居住地の土地の登記履歴を調査し、平成21年6月12日に請求人の亡夫から亡夫の前妻の子への相続が受付られていることを確認したこと。
- (3) 処分庁は請求人が相続権のある資産を活用せず放棄したことで法第4条第1項を満たさないこととなったとして平成21年7月16日付けで本件処分を行ったこと。
- (4) 請求人は、平成21年9月1日付けで本件審査請求を提起したこと。

2 判断

- (1) 法第4条第1項では、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定されている。
- (2) 請求人は、亡夫の法定相続人であり、最低限度の生活の維持のために活用し得たかもしれない資産の相続権があったにもかかわらず相続放棄によりその権利を行使しなかったものである。
- (3) このことについて、法第4条第1項の趣旨からすれば相続する権利のある資産は最低限度の生活の維持のために活用する必要がある、それを知りながら、生活保護を受けるために意図的に相続権を放棄したのであれば、法第4条第1項に抵触するものである。

一方、遺産分割協議の中で合理的な理由があって相続放棄をしたのであれば、法第4条第1項に違反したことにはならない。

従って、処分庁は、請求人が相続放棄したことについて、その経緯、理由等を調査のうえで判断する必要がある。

- (4) 処分庁は、請求人が無条件で相続を放棄したこと、登記の完了直後に生活保護申請を行ったことから、活用できる資産を意図的に忌避したものと判断している。

処分庁としては、請求人の生活保護申請以前の相談の段階で資産の活用を助言していたところ、請求人は申請直前に相続放棄に係る登記をおこなっていたのであるから、生活保護を受けるための意図的な相続権の放棄であるとの疑いを持ったことは理解できる。

しかし、合理的な理由があっての相続放棄であることも考えられるのであるから、その点について請求人から聴取するなどして調査確認したうえで判断する必要がある。

請求人は審査請求書及び反論書の中で相続放棄の理由を述べているが、それによれば合理的な理由があつての相続放棄であつたものと考えられる。

(5) 従つて、処分庁は、請求人が相続権のある資産を無条件で相続放棄したことについて、法第4条第1項に抵触するかどうか、調査確認を行わないままに却下処分を決定したものであり、不適當である。

3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成22年 1月 5日

審査庁 山形県知事

吉村 美栄子

